

情報提供資料

報道関係者各位

令和7年12月23日



那須烏山市
Nasukarasuyama

那須烏山市役所
総合政策課広報広聴グループ
〒321-0692
那須烏山市中央1-1-1
電話番号:0287-83-1112
FAX番号:0287-84-3788

※この資料は市ホームページに
掲載しています。

那須烏山市消防団員の懲戒処分について

このたび、那須烏山市消防団員が部の活動費を私的流用していたことが発覚しましたので、任命権者である那須烏山市消防団長より令和7年12月23日付で団員の懲戒処分を行いました。市民の皆様には、消防団活動に対する信頼を著しく失墜させたことに対しまして、深くお詫び申し上げます。

(1) 処分の対象者及び内容

所 属	那須烏山市消防団 40代団員
処分年月日	令和7年12月23日
処 分	懲戒免職
根 拠	那須烏山市消防団設置条例第8条第1項第3号に該当

(2) 事案の概要

本市消防団員が、令和5年6月から令和7年8月までの間に、自身の生活費に充てるため、部の活動費から5回にわたり計217,316円を私的に流用していました。

令和7年10月、市消防団事務局に当該団員が私的流用をしている旨、匿名の通報があり、同事務局が帳簿、領収書等により事実関係を調査したところ、当該団員による私的流用が発覚しました。

私的流用した金額は、既に全額返済されており、市消防団としては、刑事告訴を行いませんでした。

なお、当該団員に対しては、処分内容が懲戒免職であったため、栃木県市町村非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例第6条に基づき、退職報償金は支給されません。

(3) 再発防止に向けて

今後は、このような事態が再び起こらないよう、那須烏山市消防団として団員の綱紀粛正、服務規律を徹底させ、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

この件に対する問い合わせ先

那須烏山市消防団事務局(総務課危機管理グループ) 電話番号:0287-83-1117